

(仮訳)

3月21日付首相府通知118号(118/TB-VPCP)(抜粋)

5 各レベル、各分野、地方は、コミュニティにおける感染を最大限防止、制限するという目標を貫徹し、以下の各措置を厳格に実施する。

(a) 2020年3月22日0時(深夜)から、ベトナムに入国するすべての外国人の入国を停止する。外交・公用目的、他の特別な場合(重要な外交活動に参加、従事する外国人、専門家、企業管理者、高技能労働者)について、公安省、国防省が主管となり、外務省、保健省及び関連機関と連携し、(必要であれば)査証を発給し、規定に沿って、独立した区域での検査、強制医療申告、居住施設における適切な隔離を受ける。在ベトナムの各代表機関が、自国民のベトナムでの任務中に、それらの者に対する医療観察を実施することを約束する形をとる。

2020年3月22日0時から、ベトナム系外国人やその親族に対して発給された査証免除書を持つすべての者に対し、感染症のため、入国を停止する。保健省が、法律の規定に沿って実施することに責任を有する。

各関連機関は、海路、水路、陸路、空路での入国者を厳格に管理する。

(b) (隔離施設の収容能力を超えやすいため)外国の各航空会社を含め、外国からベトナムに到着する各航空便を、適時に最大制限する。交通運輸省は、各航空機関に対して即座に実施し、ベトナムを出国する外国人を乗せる各フライトについて有利な条件を整えるよう指導する。

(c) 外務省は、在外のベトナムの各公館に対して、海外にいるベトナム人(生徒、学生、労働者、越僑)に対して、この時期の帰国を最大制限し、居住局の感染症対策に従うことを勧告するよう指導する。帰国が真に必要な場合は、交通運輸省が各航空機関に対して、各商用便を準備できるように在外公館に登録しなければならない、(略)規定に沿って強制医療申告、隔離を実施しなければならない。

外交・公用旅券を保有し、海外出張するベトナム人は、帰国後、現在の感染防止プロセスに沿って、ゲートにおける検疫、医療申告の実施を遵守し、規定に沿って、強制隔離の要求にこたえなければならない。

(d) ベトナムに入国するすべての場合について、集中隔離を実施する。ただし、外交、公用目的で入国する外国人、外交、公用パスポートを持って海外から戻るベトナム人、項目5

で記載された他の特別な場合を除く。隔離を実施しないケース、申告しないケース、隔離を逃れることに加担する行為に対して厳格に処分する。

専門家、企業管理者、高技能労働者である外国人は、ベトナムが認める、居住国の権限ある COVID-19 ウィルスの陰性証明書を持っていれば入国できる。そして、居住地での隔離を厳密に実施し、感染症への安全措置を確保しなければならない。公安省は、関連機関に対して、これらの場合について、適切な査証の発給、更新を行うよう指導する（COVID-19 の影響で帰国できず、継続して滞在せざるを得ない場合を含む）。労働傷病兵社会省は、上記のケースに対する労働許可証を早急に発給する。